

日の出町ふるさと納税（寄附）返礼品提供事業者募集要領

令和6年4月16日

訓令第11号

1 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者（以下「提供事業者」）は、日の出町ふるさと納税（寄附）返礼品提供事業者及び返礼品選定基準（以下「選定基準」）に該当する事業者であること。

2 返礼品の要件

返礼品は、選定基準に該当する商品などであること。

3 返礼品の提供価格、寄附金額及び代金の日の出町負担額

- (1) 返礼品の日の出町への提供価格（以下「提供価格」）は、1,500円以上とする。なお、返礼品の梱包代及び消費税は提供価格に含むものとし、返礼品の送料は含まない。
- (2) 提供された返礼品の贈呈対象となる寄附金額は、総務大臣による指定の基準の範囲内で日の出町が決定する。
- (3) 返礼品の代金（提供価格）については日の出町が負担する。

4 募集期間

随時

5 申込方法

(1) 提出書類

- ア 日の出町ふるさと納税返礼品提供事業者申込書（様式第1号）
- イ 企業案内、返礼品送付時に同封する予定のパンフレット等
- ウ 町内に本社、事業所、工場等を有する個人または法人等であることがわかる書類

(2) 提出方法

郵送または持参

(3) 提出先

日の出町産業観光課商工観光係

〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町平井 2780 番地

6 提供事業者の選定方法

選定基準、申込内容及び企業活動等から総合的に判断し決定する。

7 提供事業者向け説明会及び準備について

提供事業者を対象に事業説明会を必要に応じて開催する。その後、日の出町が業務委託契約を締結したふるさと納税サイトに返礼品情報などの登録を行い、WEBサイトに掲載すること。

8 個人情報の保護

提供事業者は、当該事業による業務を遂行するに当たり、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。

なお、寄附者の個人情報はふるさと納税の返礼品の送付以外の目的で使用することができない。

9 その他の留意事項

提供事業者又は返礼品として提供する商品等が本要領に定める要件を満たさなくなったと町が認める場合は、町は、当該事業者の提供事業者としての登録の取消又は中止を行う場合がある。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。